

関市ときめき・きらめき・いきいき 市民活動助成金 事業概要

1 目的

住民主体の地域づくりを支援するために、団体が実施する地域課題の解決及び地域の活性化を図る事業に対して支援（助成金の交付）をします。

2 応募資格

次の条件を全て満たす団体です。

- ・関市内において活動する団体、または1年以内に活動する予定であること
- ・定款、会則その他の規程を定めていること
- ・市民に開かれた独立の組織であること
- ・宗教、政治的及び暴力的な活動をしていないこと
- ・未成年者のみの組織でないこと
- ・公序良俗に反していないこと
- ・法令、条例等に違反する活動をしていないこと

3 対象事業、助成金額（限度額）

① 関市ときめき市民活動助成金

【対象事業】

市民公益事業（初動支援型）

【助成金額】

対象事業費の10/10、助成金 5万円以内

※ 助成金の交付は書類審査により決定

② 関市きらめき市民活動助成金

【対象事業】

市民公益事業（市民提案型）

【助成金額】

対象事業費の2/3、助成金10万円以上50万円以内

※ 助成金の交付は書類審査及びプレゼンテーション審査により決定

③ 関市いきいき市民活動助成金

【対象事業】

協働による市民公益事業（市が提示する課題を市民からの事業提案により解決する協働事業）

【助成金額】

市が提示する額（対象事業費10/10）

※ 助成金の交付は書類審査及びプレゼンテーション審査により決定

4 助成額の計算

助成対象事業費から事業の実施に伴って得られる収入（国県補助金、広告料、入場料、寄付金など）を控除した額と助成対象事業費に助成率を乗じた額とを比較していずれか少ない額とします。（千円未満の端数は切り捨てる）

（関市ときめき市民活動助成金 5万円以内、関市きらめき市民活動助成金 10万円以上 50万円以内）

例1：ときめき市民活動助成金（5万円以内）

他の補助金などの収入がない場合

事業費5万円×10/10=助成金 5万円

例2：きらめき市民活動助成金（10万円以上 50万円以内）

事業費が50万円、入場料が10万円収入される場合

事業費50万円－10万円＝40万円…① 収入を控除する

50万円×2/3＝33万3千円…② 千円未満は切り捨て

①・②で少ない方が助成金 33万3千円

例3：きらめき市民活動助成金（10万円以上 50万円以内）

事業費が70万円、参加料が30万円収入される場合

事業費70万円－30万円＝40万円…① 収入を控除する

70万円×2/3＝46万6千円…② 千円未満は切り捨て

①・②で少ない方が助成金 40万円

【留意事項】

次の事業は、助成金の対象とはなりません。

- ・ 関市から他の補助金や交付金を受ける事業
- ・ 関市の公共施設に係る使用料の減免を受ける事業
- ・ 団体を構成する者のみを対象とする事業（広く公益性が認められる場合を除く）
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 宗教及び神事に関連する事業

次の経費は助成金の対象外となります。

- ・ 団体の維持運営に係る費用
- ・ 団体内部の会員に対する謝礼、旅費及び食料費
- ・ 記念品、グッズ、景品など無償配布物の製作や購入費用
- ・ 備品購入費の総額は、助成対象事業費の3分の1が限度となります。

5 助成金の交付

1年度につき1団体1事業で、同一事業での申請は、ときめき市民活動助成金、きらめき市民活動助成金あわせて3回を限度とします。

6 助成金の公募

市広報、ホームページ等により広く募集します。

7 申請

「ときめき市民活動助成金」は随時募集、「きらめき市民活動助成金」、「いきいき市民活動助成金」は2月から3月までの期間に年1回公募して申請を受けます。

<提出書類>

申請書、事業計画書、収支予算書、団体調書、団体の前年度決算、定款、会員名簿、その他団体の活動を示す資料等

8 審査

審査会：「関市市民活動助成金審査会」

審査員：学識経験者など市長が必要と認める者

- ① 「関市きらめき市民活動助成金」、「関市いきいき市民活動助成金」の審査会は、おおむね4月（年1回）に開催します。
- ② 審査会は公開とします。
- ③ 助成事業の審査にあたり、関係団体から説明（プレゼンテーション）をお願いします。

<審査基準>

- ・事業の社会性や公益性の高さ
- ・事業計画及び収支計画の実現性
- ・事業の効果、地域への貢献度 等

9 交付決定

- ① 審査会の審議結果等により、助成金の交付を決定します。
- ② 「関市市民活動助成金交付決定通知書」により団体へ助成金の交付の決定を通知します。
※ 市の予算の範囲内で助成しますので、申請額通りの補助額とならない場合があります。

10 事業の実施

- ・ 事業計画書のとおり事業を実施してください。
- ・ 助成金の交付決定を受けた年度末（3月末日）までに事業を完了してください。
- ・ 申請時の事業内容から大幅な変更（事業費の30%を超える変更）が生じる場合は、変更申請が必要です。

- ・ 事業費が減額した場合→助成金の減額が生ずる場合があります。
- ・ 事業費が増額した場合→助成金の増額変更は行いません。

11 概算払い

「ときめき市民活動助成金」は全額、「きらめき市民活動助成金」、「いきいき市民活動助成金」は交付決定額の7割を上限に概算払いを受けることができますので、請求書を提出してください。

12 事業の完了報告

助成事業が完了した日の1ヶ月後の日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

<提出書類>

実績報告書、事業報告書、収支決算書、会計証拠書類（支払明細書や領収書等の写し）、活動状況を示す資料（写真や新聞記事など）

13 助成金の確定

- ① 団体から提出された実績報告書により、事業の効果や助成金の対象事業費を精査し、助成金額を確定します。
- ② 助成金の確定額は、「関市市民活動助成金額確定通知書」により団体へ通知します。

14 交付請求、精算

団体は、助成金の確定通知書を受領してから14日以内に助成金の交付請求書を提出してください。助成金の概算払いを受けた団体で、概算払い額と助成金の確定額が同額の場合は、請求書を提出する必要がありません。

また、助成金の確定額が概算払い額より減少した場合は、市へ助成金の一部を返還してください。

15 事業の監査

収入、支払等の帳簿、証拠書類、成果品、事業の成果等を監査します。

16 住民への公表

- ① 助成金の活用実績は、市広報、ホームページに掲載し公表します。
- ② 助成金活動報告会にご出席いただき、広く住民に活動内容の報告をお願いします。